

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和4年10月7日（金）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

- 1 「公務員の給与改定に関する取扱いについて（案）」については、案のとおり決定した。
- 2 「内閣官房長官談話」については、案のとおり決定した。

各大臣意見：

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、勧告どおり改定する方針を決定することが適当である。また、国家公務員の人材確保は喫緊の課題であり、その観点からも勧告で示された若年層に重点を置いた引上げ改定を早期に実施することが適当である。
- ・ 特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当である。

○鈴木財務大臣

現在の財政は極めて厳しい状況にありますが、①人事院勧告制度の趣旨、②現在の経済政策の方向性、等を勘案し、国家公務員の人材確保が喫緊の課題であることも踏まえ、若年層に重点を置いた今回の勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○寺田総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。
- ・ また、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○加藤厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○山際内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 本年の人事院勧告は、民間企業の賃上げの流れを反映したものであり、この流れを国家公務員の給与にも波及させることは「成長と分配の好循環」の実現に一層寄与すると考えています。
- ・ 人事院勧告の趣旨を尊重するとの基本的立場からも、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切と考えます。

以 上